

令和4年9月28日（水）

第9回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和4年9月28日(水)午後2時
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 丸 智彦 委員 足立 俊弘
委員 蒲田 知子 委員 村松 弘康
委員 新山 訓代
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
教育総務部長 飯田 秀勝 生涯学習部長 菊地 統
生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長兼公民館長 小林 裕
総務課長 森田 康宏 学校教育課長補佐 金子直哉
指導課長兼小中一貫教育推進室長 佐々木祐子
教育相談センター所長補佐 落合 知視
文化・スポーツ課長補佐 永田 正三
鳥の博物館長 木下登志子 図書館長 穂村喜代子
6. 欠席事務局職員
学校教育課長 鈴木 伸樹 教育相談センター所長 遠藤 美香
文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 辻 史郎
少年センター長 森谷 朋子

午後 2 時 0 0 分開会

○丸教育長 ただいまから令和 4 年第 9 回定例教育委員会を開会します。

会議録署名委員指名

○丸教育長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により、会議録署名委員を指名します。村松委員にお願いします。

○丸教育長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案の審査に当たり総務課長より発言を求められていますので、これを許可します。

○森田総務課長 私からは、先日閉会した 9 月市議会で可決された「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」のうち、職員の定年年齢の引上げに関することと、職員の分限処分に関することについて、この後審査していただく議案第 1 号及び議案第 2 号に一部関連するため、議案の審査に先立って説明します。

最初に、職員の定年年齢の引上げについて説明します。地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の趣旨として、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次世代にその知識、技術、経験等を継承していくことが必要であるため、国家公務員について、定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るための制度が設けられました。地方公務員についても、国家公務員の定年を基準として、定年年齢を定めることとされているため、国家公務員と同様の措置を講ずる改正を行うこととなり、令和 5 年度から定年年齢が 6 0 歳から 6 5 歳に 2 か年に 1 歳ずつ段階

的に引き上げられることとなります。

次に、管理監督職員勤務上限年齢制（役職定年制）の導入について、我孫子市の役職で例えると課長補佐職以上の管理監督職は、60歳に達した日後の最初の4月1日から非管理監督職に降任します。ただし、任務遂行上の特別の事情や欠員補充の困難性などが認められる場合は、60歳を超えても管理監督職として留任することも制度上は可能です。「任務遂行上の特別の事情」とは、複数年をかけて困難な課題に取り組むプロジェクトのリーダーなど、定年を延長し引き続き管理職としてとどまることで業務の執行に寄与する場合などが考えられます。また、「欠員補充の困難性」として、高度な専門性が求められる職で退職する職員に代わる職員の配置が困難である場合などが考えられる場合には、60歳を超えても管理監督職員として任用することが制度上は可能となりますが、市人事課によれば、このような運用は限定的なものとして、原則は60歳で役職定年制を導入していくとのことでした。

次に、定年前再任用短時間勤務制の導入について、60歳に達した日後に退職した職員は、在職中の勤務実績等を考慮した上で、短時間勤務の職に採用することができます。現在も60歳で定年退職した職員を対象とし、65歳までの間で1年ごとに任期を更新する再任用職員制度がありますが、今回新たに導入される定年前再任用短時間勤務制は、60歳を超えて65歳の定年退職までの間に退職した職員を対象とし、65歳の定年退職相当目までを任期とします。

次に、60歳から定年年齢までの間の給料月額の引下げについて、60歳に達した日後の最初の4月1日からの給料月額を60歳到達時点の7割の水準とするものです。なお、管理監督職員であった職員は、60歳に達した日後の最初の4月1日で非管理職に降任し、降任後の給料月額に100分の70を乗じて得た額に管理監督職勤務上限年齢調整額を加算した額が給料月額となります。

次に、定年年齢の引上げに伴う退職事由の特例及び退職手当の算定方法につ

いて、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に本人の非違行為によることなく退職した場合の退職事由は、全て定年退職となります。また、退職手当を算定するための基礎額は、給料月額引下げ後の7割の額ではなく、60歳到達前のその職員のピーク時の給料月額が適用されることとなります。

次に、事前情報提供・勤務意思確認制度の新設として、60歳に達した日後の任用、給与、退職手当等の内容について対象となる職員に情報提供し、併せて60歳に達する日後の勤務の意思を確認する努力義務が課されました。

次に、再任用制度の廃止及び暫定再任用の特例措置ですが、今回の定年年齢の引上げにより、現行の再任用制度は廃止されますが、定年引上げの制度が完成する令和13年度末までの経過措置として、施行期日を令和5年4月1日として現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度が設けられます。定年年齢の引上げの説明は以上です。

続いて、同じく地方公務員法の改正に伴う「職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」の改正について説明します。

改正の理由は、地方公務員法の改正に伴い、人事評価制度が任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用されることとなったのを受け、分限処分の事由やその他の手続について条例で明確化する必要が生じたため、職員の意に反する降給の種類及び事由を定めるとともに、職員の意に反して分限処分を行う場合の具体的な手続を定めたものです。

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、公務能率の維持及び適切な運営の確保を目的として行われる処分です。今回この分限処分を行うに当たり、新たに定められた具体的な手続として、勤務実績がよくない職員に対して分限処分を行う場合には、公正かつ客観的な人事評価または勤務の状況を示す客観的な事実に基づいて処分が行われなければならない旨が新たに規定されました。また、その職に必要な適格

性を欠く職員に対して分限処分を行う場合についても、適格性を欠くと認められる客観的な事実に基づいて処分が行われなければならない旨が新たに規定されました。また、心身の故障により職務の遂行に支障がある職員に対して分限処分を行う場合には、医師2名による診断が必要となっていますが、今回の改正で、医師の診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない旨の規定が新たに定められました。これまでは職員が診断を拒んだ場合に対応する手段がありませんでしたが、今回新たに「診断を受けるよう命ぜられた場合は、これに従わなければならない」という規定が定められたので、受診命令に一定の強制力が働くこととなりました。また、今回の改正で、本条例の題名についても「職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」から「我孫子市職員の分限に関する条例」へと簡潔な題名に改められました。以上です。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑があれば挙手をお願いします。

○村松委員 定年前再任用短時間勤務制の導入とありますが、暫定再任用制度とは違う制度なのでしょうか。

○森田総務課長 定年前再任用短時間勤務制と暫定再任用制度は別の制度です。これまでの再任用職員制度は、60歳で定年を迎えた職員が、年金の支給年齢の65歳までの間のつなぎとして1年ごとを任期とする制度でしたが、今後65歳に定年年齢が引き上げられ、年金までのつなぎという意味合いがなくなるため、定年前再任用短時間勤務制は、60歳を超えて退職した職員を対象として、60歳から65歳までを任期として任用されることも可能です。暫定再任用制度は、制度完成までの間の経過措置として、現在の再任用職員の制度と同様に1年ごとの任期としています。

○丸教育長 よろしいですか。ほかをお願いします。

○蒲田委員 定年前再任用短時間勤務制と暫定再任用制度の勤務日は、フルタ

イム勤務と短時間勤務両方含まれているのでしょうか。

○森田総務課長 定年前再任用短時間勤務制については、基本は週4日勤務です。暫定再任用制度については、基本的に現在の再任用制度と同じ制度です。

○蒲田委員 暫定再任用制度は短時間勤務であることと、給料は60歳到達時点の7割の水準になるということでしょうか。

○森田総務課長 暫定再任用職員に関しては、別の給料表が設けられているため、その給料表に基づいた額が設定されています。

○蒲田委員 ありがとうございます。分かりました。

○丸教育長 ほかにございますか。——よろしいですか。

それでは、本件に対する質疑を打ち切ります。

議案第1号

○丸教育長 それでは議案の審査を行います。

議案第1号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○金子学校教育課長補佐 議案第1号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

提案理由は、我孫子市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、様式9号中の再任用短時間職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるとともに、学校長の押印を求めることを不要とし、様式を整備するため、提案するものです。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

○村松委員 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、第9号旧様式中の「再任用短時間職員」が、「定年前再任用短時間勤務職員」に変わると思っています。先ほど、定年前再任用短時間勤務と暫定再任用は別の制度だと伺いま

したが、その場合は「暫定再任用職員」は様式中のどこに含まれるのですか。

○金子学校教育課長補佐 改定した新様式中において暫定再任用をどこに含むのかは、もう一度検討して回答します。

○丸教育長 それでは確認した後、ご連絡します。よろしく申し上げます。

ほかに質疑ございますか。——よろしいですか。

それではないものと認めます。

○丸教育長 これより採決します。

議案第1号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 ありがとうございます。挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

議案第2号

○丸教育長 続いて議案第2号、我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、事務局から説明をお願いします。

○金子学校教育課長補佐 我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について説明します。

提案理由は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正に伴い、条文を整備するため、提案するものです。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第2号、我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 ありがとうございます。挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

議案第3号

○丸教育長 続いて議案第3号、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○永田文化・スポーツ課長補佐 議案第3号、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の委嘱について説明します。

提案理由は、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会の任期満了に伴い、我孫子市民体育館及び有料公園施設等施設管理者選考委員会要綱第3条第2項の規定に基づき、我孫子市民体育館及び有料公園施設等施設管理者選考委員会委員を新たに委嘱するため、提案するものです。

6ページをご覧ください。候補者委員の委嘱人数は6人、委嘱期間は令和4年10月3日から令和9年10月22日までの5年間です。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第3号、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 ありがとうございます。挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

諸 報 告

○丸教育長 日程第3、諸報告を議題とします。事前に配付された事務報告、事務進行予定資料などに補足する説明や追加する事項2点について報告します。

まず1点目、我孫子市小中学校科学作品展について、佐々木指導課長、お願いします。

○佐々木指導課長 9月11日(土曜日)、12日(日曜日)に開催した我孫子市小中学校科学作品展について報告します。

今年は3年ぶりにコロナ禍以前と同様の方法で作品募集を行い、夏休み中に意欲を持って取り組んだ論文、科学工夫作品、標本の力作が各校から集まり、多くの作品を展示することができました。

当日は感染症対策のため、中学校区ごとに参観の時間を区切りました。2日間で1,692人と多くの方の来場がありました。

また今年度の運営では、当日の会場整理係について今まで教員に依頼していましたが、今年度は学生ボランティアを募って集まった、中央学院大学や川村学園女子大学、我孫子高校の学生の皆さんにお願いしました。学生の皆さんのボランティア精神が高く、積極的に運営に携わっていただきました。

今後、市の代表になった作品については県の科学作品展に出品し、審査が行われた後に、10月15日、16日に千葉県総合教育センターで展示されます。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。科学作品展について質疑があればお願いします。——よろしいですか。

それでは2点目、公民館の活用方法と今後の在り方について、生涯学習課長、お願いします。

○小林生涯学習課長 公民館の活用方法と今後の在り方について、説明します。

今回、公民館の活用方法と今後の在り方について、令和元年度にも案を作成し生涯学習審議会にて報告していましたが、新型コロナの拡大や我孫子市第2期教育振興基本計画の策定などにより、整合性が取れていない箇所が多々見受けられたため、令和3年度第2回生涯学習審議会にて、再度修正した案を審議会委員の皆様にご確認いただき作成しました。

これからの我孫子市の公民館が、子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象として地域への関心を高める学習機会を提供し、生涯学習の情報提供、啓発活動、相談体制を充実させながら多様化する学習ニーズに対応していくとともに、市民の利便性を向上させ公民館の視点で今後の学級、講座、施設整備について整理することを目的として策定しました。今後は、社会情勢の変化や行政改革の推進を踏まえ、市民の自主的な活動や芸術等の文化活動を支援するとともに、地域におけるコミュニティ活動を活性化し、学校、家庭及び地域住民等相互の連携協力の促進を支援していくことが求められているため、指定管理者の導入検討も含め、地域課題等への対応、社会教育主事と社会教育士の能力活用、人材育成、生涯学習の基幹施設としての我孫子地区公民館の役割、機能の明確化等の諸課題に取り組んでいく必要があるとして、事業を進めていきたいと思っています。

なお、状況の変化に伴う修正は、生涯学習審議会でご意見等を頂きながら適宜修正していきます。以上です。

○丸教育長 それでは続いて、図書館運営の今後の在り方について、穂村図書

館長、お願いします。

○樺村図書館長 図書館運営の今後の在り方について、説明します。

現在、図書館では1987年に制定した運営方針に基づいて様々な図書館サービスを進めてまいりました。運営方針は、2001年に一度改定しましたが、昨今の人口減少や少子高齢化、それに伴い厳しさを増す市の財政状況、貸出数等の減少など現状と合っていない箇所が出てきたため、もう一度運営方針について検討をしました。また、今後の我孫子市民図書館がどうあるべきかを検討していく指針の大きな柱として今後の在り方についても策定しました。

今後の在り方として、図書館の運営形態とサービス展開について、我孫子市の図書館を総合的に考えた現状や課題と方向性について、アビスタ本館、湖北台分館、布佐分館、移動図書館の現状や課題と方向性について、指定管理者制度の是非や職員体制について、継続的なサービス内容の見直し等についてまとめました。個々のサービスの展開については、今後10年を見据えて作成し、令和4年度第2回生涯学習審議会で報告する予定です。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。公民館の活用方法と今後の在り方について、図書館運営の今後の在り方について、質疑等ありましたらお願いします。——よろしいですか。それではないものと認めます。

それでは、これより事務報告に対する質疑に入ります。質疑があれば挙手をお願いします。

○蒲田委員 17ページ、白山中学校の2年生が「鳥の博物館で職場体験をしました」とありますが、私もちょうど21日に鳥の博物館に行ったので、白山中学校の生徒の皆さんが職業体験で行った「夏の遊びと研究大集合」のうちの「ゴーストミミズク」の準備の様子を見させていただきました。子ども達が丁寧に準備をしていた姿がとても印象的でした。コロナ禍以前は、「夏の遊びと研究大集合」の参加者が準備を行っていましたが、時間短縮のために職業体験

の生徒が準備しているとお聞きし、今回のようにコロナ禍においても、工夫をして活動されているのを見ることができてとてもよかったです。

○木下鳥の博物館長 今回の職業体験では、骨格標本を作る部屋の見学などの普段ではできないような体験をしてもらいました。職業体験に参加した3人は真面目で、受付ではにこやかにお客さんの対応をしていました。

○丸教育長 ほかにございますか。——よろしいですか。

それではないものと認めます。事務報告に対する質疑を打ち切ります。

次に事務進行予定について質疑があれば挙手をお願いします。よろしいですか。

○蒲田委員 4ページ、指導課で10月20日に「第2回いじめ防止対策委員会」が開催され、令和4年度第1回いじめについてのアンケートの結果について意見交換をされるとありますが、現時点で、アンケートの結果が例年と違うような内容や今年の特徴があったら教えてください。

○佐々木指導課長 お答えします。いじめアンケートの数値の結果は大きな変化はありませんが、例年、いじめの可能性が認知された後に、その後の経過として、アンケートの結果に基づいた対応、6月にアンケートを取った後の様子や各校から心配なことについては連絡を取ったり、学校訪問をしたりして状況を見て支援しています。

また、アンケート結果では、いじめで困ったり、見かけたりしたことがあった場合に誰にも相談しないと回答している子が増えていることが昨年度からの傾向として見えているため、教育相談センターと連携し、相談しやすい環境づくりをどのように作っていくのかを検討し、学校にも相談体制を整えるよう働きかけています。

○蒲田委員 いじめ防止対策委員会の開催前ですが、アンケート後の様子が気になっていました。子ども達はコロナ禍で不安もあると思いますので、また結

果を教えてくださいたいと思います。ありがとうございます。

○丸教育長 ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

それではないものと認めます。事務進行予定に対する質疑を打ち切ります。

次に教育事業全般について質疑があれば挙手をお願いします。

9月になって小学校の修学旅行等があり、宿泊先で発熱などの風邪症状により保護者に迎えに来てもらうような例もありました。

先週までは、コロナに陽性になった児童生徒は19校合わせて大体40人から50人程度いましたが、今週になって20人程度になりました。学校を欠席する人数について、先週は全体で200人程度いましたが、今週には100人程度に収まっています。まだまだ予断は許さない状況ですが、基本的な感染対策をとって、学校生活を進めていきたいと思います。

それでは、以上で諸報告に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 足立委員は本日が任期中の最後の会議となりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○足立委員 教育委員を拝命した時に小学校1年生だった次男が、現在は中学校3年生になりました。2期8年、大過なく任期を全うできましたのも、丸教育長や前任の倉部教育長をはじめ教育委員の皆様、それから事務局の職員の皆様のお力添えがあったからこそだと思っています。本当にありがとうございます。

任期の後半の約3年弱はコロナ禍に見舞われ、まさに荒天の中を手探りで進むような時間を進んでまいりましたが、そのような状況でも、常に前を向いて何とか新しい環境に慣れようとする子どもたちの健気な姿、それから学校など、それぞれの持ち場で懸命に対応して努力される教職員の皆様、その姿を間近で見ることができ、まさに私は、この我孫子市の教育の底力を肌身で感じるこ

ができたなと思っています。これからは一人の市民、地域住民として地元でこつこつと子どもたちのために、我孫子市の教育のためにできることを考えて活動してまいりたいと思います。また皆様にはどこかでお目にかかることがあるかと存じます。そのときはどうぞよろしくお願いします。

本当にありがとうございました。(拍手)

○丸教育長 私が学校教育課長の時からご一緒させていただきました。足立委員は認定こども園の経営者という立場で広い見識から、色々な意見、提案等をしていただき、とても勉強になり、ためにもなったと思っています。

委員の任期は10月2日で終わりますが、これからも色々な面で教育委員会に対してご支援、ご協力をいただけると嬉しいです。ありがとうございました。

○丸教育長 それでは以上もちまして、令和4年第9回定例教育委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後2時55分閉会